

平成25年11月27日

社会保障審議会介護保険部会とりまとめに関する質問及び意見

日本医師会常任理事
高杉 敬久

(1) 在宅医療・介護連携拠点の位置づけについて

地域包括ケアシステムの実現のためには、医療と介護の連携が重要であり、在宅医療・介護の提供体制の充実と医療・介護連携の推進が必要である。厚生労働省事務局からは、「在宅医療・介護連携拠点の機能について、現在の地域包括支援センターによる包括的支援事業や地域ケア会議と役割分担や連携方法に留意しつつ、介護保険法の中で制度化してはどうか」と提示された。

現在、医療保険制度で行われている在宅医療について、その拠点を介護保険法で位置づけるということは、例えばその報酬などが介護保険から支払われることになるのか。グレーゾーンのこれからの対応について明確化すべきである。

(2) 介護予防事業の地域支援事業への移行における、区分支給限度額の取扱い及びケアマネジメントについて

第52回（11/4）資料1において、「限度額管理：利用者個人の限度額管理を実施。利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額で管理を行うことを可能とすることを検討。」としている。

- ・事業は市町村で利用料を決められるが、事業のみの利用の場合の限度額も市町村で決められるのか。低すぎる場合はサービス低下につながらないか。
- ・事業の単価は市町村独自であるが、給付と事業を併用する場合の限度額は、全国一律なのか。
- ・ケアマネジメントは、地域包括支援センターで行うこととなるのか。委託は可能とするのか。事業のみでも委託することが可能となれば、モラルハザードを招くことにならないか。

これらの課題に具体的に示すべきである。

(3) 地域包括支援センターの強化策について

地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携が重要であり、そのかなめとして地域包括支援センターの機能強化が謳われているが、具体的な施策等が示されていないことは問題である。

また、介護予防事業の一部が地域支援事業に移行するとなれば、ますます地域包括支援センターの業務が増大する。

- ・機能強化のために、人員等の配置基準を充実させるのか。
- ・財源はどうするのか。
- ・市町村直営などの基幹型とそれ以外のセンターの在り方について、役割の整理を行うべきではないか。

以上、新しく将来に向けた具体策を明示すべきである。

(4) 居住系サービス等の高齢者施設の質の在り方について

いわゆる「居住系サービス」とされる有料老人ホームをはじめ、現在急増しているサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等について、仲介業者を介した様々な不適切事例が報道されている。介護保険施設と違い、「住居」ということで介護保険法等での指導・監督の目が行き届かず、質の担保が問題となっている。

国土交通省と厚生労働省が連携して問題意識を共有し、介護サービス情報の公表制度での自己評価の導入や、老人福祉法等での最低限の基準整備など、何らかの質の担保を保証する仕組みなどを行うべきではないか。

医療保険の場合、療養担当規則で、仲介業者ではなく医療提供者側に規制をかけようとしているが、正に本末転倒と言わざるをえない。

介護保険の場合、どのような考えでいるのか示すべきである。